号)

事業者名: 千葉県庁薬品株式会社

(許可番号:千第 12345

第一類薬品の取扱い

有 • (無)

○ 本県域における登録販売者の勤務状況(延べ人数) 2 人

〇 本県域における登録販売者の勤務時間数等

左の時間数のうち、 ① 区域管理者 氏名(千 総勤務時間数: 42.0 時間 太 郎 42.0 時間 配置従事時間数 氏名(花 子 その他の 千 左の時間数のうち、 総勤務時間数: 34.5 時間 34.5 時間 登録販売者 配置従事時間数 研修済

「研修中」とは、過去五年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者(その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。)として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間が通算して二年に満たない登録販売者をいう。

○ 本県域における登録販売者の勤務時間数等

曜日	Γ	時刻 0	1	2	3 4	5	6 7	8	9	10 1	1 1	2 13	14	15	16	17	18	19 2	20 2	1 22	23	24 #
月 木	配置販売時間	(h)							\leftarrow					-		-	>					10
	本県域内における	従事者こ		勤務も	犬況等	※休	憩時	間等:	従事し	てじ	なし	い時間	帯カ	いわか	るよ	うに	記載	して	くださ	٠٤١،		
		务状況																				8
		全体)			: :		ļ			.		<u>.</u> .					. 		.			
		置従事 犬況							\leftarrow			>	4			→						8
	#13	多状況	-				H				-	-				! 		+	H		-	1
	上記のして	全体)									<u>:</u>	<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>					7.5
	主 孝 孝 』	置従事								4			→	<								7.5
Н	•	犬況 7. \	_			-			-							÷	H		H		-	+-
金	配置販売時間				<u> </u>					<u> </u>	•		<u>, : .</u>	1	<u>:</u>			1[/	
	本県域内における		<u> </u>	<u>勤務</u> も	【況等	<u>※休</u>	想時	間等	従事し	<u>、てし</u>	なし	\時間	帯力	<u>`わカ</u>	<u>、るよ</u>	うに	記載	して	くださ	<u>ڊل،</u>		
	助標 上記の「①区 (金	务状況 全体)				i					•	•	\leftarrow	-	\Rightarrow		←	\rightarrow	ł		i	6
					····		<u> </u>			-		l				·····			·			6
		犬況									<u> </u>					<u>1</u>						6
		多状況 											•		_	<u>!</u>	>		l			4.5
	の他の登録版	全体) 置従事			·····					·	<u> </u>	ļ <u>.</u>				ļ	·	·!·····	·			
		犬況											K				>					4.5
±	配置販売時間														\leftarrow			\rightarrow			4	
	本県域内における従事者		ב. בי	勃務場	光況等	※休	憩時	引等:	従事し	てし	なし	/時間	帯か	いわ か	いるよ	うに	記載	して	くださ	در)ء		_
	勤利	务状況		1		7.11		T	,,,,,,,	T	:		1,1,1,1	17.00	Ť	_				Ĭ		4
		全体)			ļļ					.	<u></u>	ļ <u>.</u>					.	<u>.</u>				
		置従事 犬況														*			\rightarrow			4
	#43	S状况	- :	+	: 	- :	H	_		1	<u>: </u>	H	+	÷	+	<u>: </u>	\vdash	: -	H	\dashv	- : -	
	上記の「②そ 3000000000000000000000000000000000000	全体)			<u> </u>		<u>. </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u>. </u>				<u>.</u>	<u> </u>]			0
	させる 一直	置従事									:											
	十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	犬況							-		:			-		-	1	•	1			괵

本県域における勤務時間数の算定

i 登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の一週間の総和

76.5

76.5 時間

ii 登録販売者の週当たり勤務時間数の総和

76.5 時間

体制省令判断等

1 第二類医薬品又は第三類医薬品を配置販売する時間内は、常時、本県域において薬剤師又は登録販売者 (研修中の登録販売者を除く。)が勤務していること。(省令3条1項2号関係)

適否 適

2 薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の一週間の総和が、本県域における薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和の二分の一以上であること。(省令3条1項3号関係)

i 76.5

≧ ii

× 1/2

適否適

3-1 相談への対応、情報の提供その他の医薬品の販売・授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の 策定、その他必要な措置(省令3条1項5号関係)

適否適

3-2 従事者に対する研修の実施状況(省令3条1項5号関係)

適否適